

保健部からのお知らせ

4月からの各種健診・相談について

より多くの皆様にご利用いただくため、また総合的に健診や相談を受けていただけるよう、4月から各種健診・相談の日時を一部変更します。詳しくは、お問い合わせください

▶ 第1・3月曜日に実施する健診・相談

妊産婦健康相談

健康相談

骨粗しょう症予防健診(予約制)

▶ 第1月曜日(祝・休日の場合は第3月曜日)に実施する相談

成人・妊婦歯科相談

対象 妊産婦及び18歳以上の方

時間は、いずれも午前9時から10時30分

なお、基本健診、老人保健法による健康相談、介護予防相談は廃止となります。

健康づくり推進課保健担当(☎371-7291)

印のみ普及担当(☎371-7292)

第56回下京区民卓球大会結果

下京区体育振興会連合会主催

2月10日に崇仁屋内体育施設で開催された第56回下京区民卓球大会で、次のチームが優秀な成績を収め、表彰されました。



優勝した七条第三体育振興会

優勝 七条第三体育振興会
準優勝 七条体育振興会
三位 豊園体育振興会
都文体育振興会

2008年度

京カレッジの

受講生を募集

京都ならではの大学の知の集積を活かし、生涯学習のニーズに幅広く対応する「京カレッジ」の受講生を募集します。

広く教養を身につける、市民教養講座、学習の成果を実生活に活かすための「資格取得講座」及び「特別コース」、さらには単位取得が可能な大学講義」まで、36大学・短期

キャンパスプラザ京都 まちづくり推進課などで配布している募集ガイドをご覧ください。

出願期間 3月29日(土)必着
▼郵送 3月22日(土)〜29日(土)午前9時〜午後5時に受付
▼出願先 (財)大学コンソーシアム京都 京カレッジ(月曜休館)
〒608-2116 西洞院通塩小路下 キャンパスプラザ京都(☎353・9140)

引っ越し・就職などに伴う

各種届出・証明書請求はお忘れなくお早めに

異動があったとき			
主な届出の種類	いつまでに	持参するもの	窓口
住所の変更	市外から転入	住所を定めた日から14日以内	転出証明書
	市外へ転出	転出の日までに	印鑑、届出人確認書類()、本人・世帯主以外の場合は委任状
	市内で異動	住所を定めた日から14日以内	印鑑、届出人確認書類()、本人・世帯主以外の場合は委任状
外国人の方の住所変更	本人及び新住所地での同一世帯の家族以外の方は手続きできません	外国人登録証明書	新住所地の市民窓口課(前住所地への届出は不要)
印鑑登録	転出届により自動的に登録抹消となります。新住所地で登録申請してください。市内での住所変更の場合は、印鑑登録証を引き続き使用することができます。	印鑑、運転免許証等官公署発行の写真付身分証明書(即日発行の場合)、届出人確認書類()、本人以外の場合は委任状	新住所地の市民窓口課・出張所
国民健康保険	市外から転入	印鑑、本人確認書類()	保険年金課(☎371-7252)
	退職等で加入 市外へ転出 就職等で資格喪失	資格喪失証明書 印鑑、本人確認書類() 職場の健康保険証	保険年金課(☎371-7254)
国民年金	加入者 市外から転入 退職等で加入 市外へ転出	印鑑、年金手帳 資格喪失証明書等 印鑑、年金手帳	保険年金課(☎371-7254) 新住所地の年金担当課
	受給者の方は、新住所地所管の社会保険事務所へ住所変更届(新住所地の年金担当課にて配布)を送付		
介護保険(65歳以上の方)	市外から転入	印鑑、本人確認書類()、受給資格証明書(認定を受けている場合)	福祉介護課(☎371-7228)
	市外へ転出	印鑑、介護保険被保険者証、各種減額証(お持ちの方)	新住所地の福祉介護課
	市内で異動		
その他の届出	老人保健(4月から後期高齢者医療)→保険年金課(☎371-7254) 老人医療、母子家庭等医療、障害者医療、児童手当、子ども医療→福祉介護課(☎371-7216) 身体障害者手帳、療育手帳、特別障害者手当→支援課(☎371-7217) 児童扶養手当→支援課(☎371-7218)		

証明書の発行

証明書の種類	持参するもの	窓口
住民票など	住民票の写し、住民票記載事項証明、登録原票記載事項証明 印鑑登録証明 所得証明、課税証明、評価証明、納税証明(市・府民税、法人市民税、固定資産税) 納税証明(軽自動車税) 住宅用家屋証明	請求人、申請人確認書類()、同一世帯の方以外の場合は委任状 印鑑登録証 請求人、申請人確認書類()、同居していない家族などの場合は委任状、納税通知書 印鑑、その他必要書類
各種税証明		市内すべての区役所・支所の市民窓口課、出張所(一部)、証明書発行コーナー 市内すべての区役所・支所の市民税課 資産所在地の区役所・支所の市民税課

京都市情報館(ホームページ)から各種申請書をダウンロードできます。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000013334.html>

確認書類...運転免許証やパスポートなど本人または届出人、請求人、申請人であることを証明する書類

「老人保健制度」は3月末でなくなり
4月から「後期高齢者医療制度」がはじまります

現在お使いの各種証の名称	色(形態)	平成20年4月1日以後に使えるかどうか
老人保健法医療受給者証	白色の紙	使えません 別途郵送する「後期高齢者医療被保険者証」(ピンク色)をお使いください。
老人保健の限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色の紙	使えません 有効期間が平成20年3月31日までの当該証をお持ちの方は、別途郵送する「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお使いください。
老人保健特定疾病療養受療証	白色の紙	使えません 当該証をお持ちの方は、別途郵送する「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」をお使いください。
重障老人健康管理事業対象者証	緑色のシール	使えます 平成20年7月31日まで引き続き使えます。